

助成金の範囲

助成金の範囲は、国、県、市による指定等文化財、未指定文化財で新たに認定された神戸歴史遺産ともに、補助の対象として認められた事業費のうち所有者等負担部分です。

指定等文化財（例 県指定文化財の場合）



未指定文化財で新たに認定された神戸歴史遺産の場合



※市費充当額は予算の範囲内で配当します。

対象事業

すべてに該当する必要があります。

- 継承のために必要な事業
- 所有者等の同意が得られている事業
- 所有者等に活用の展望がある事業
- 成果を公開することができる事業

対象経費

- 修理にかかる経費
- 継承者育成にかかる経費
- 記録作成にかかる経費
- 災害等による被害の復旧にかかる経費
- 公開・活用のための改修にかかる経費
- 防犯・防災設備の設置・改修にかかる経費
- 継承のための活用事業にかかる経費

対象事業者

神戸歴史遺産の所有者等又は保存と活用を支援しようとする団体を助成対象事業者とします。

事業の例

- 建物の歴史的な特徴を伝えるために修理をする。
- 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具や衣装等を修理する。
- 地域の民俗芸能や伝統行事を継承するために記録作成などを行う。
- 堂内の仏像を保護するために、防犯・防災のための監視カメラを設置する。
- 地域の民俗芸能や伝統行事を周知し、後継者を育成するために、講座、講演会、体験イベント、広報活動を行う。

お問合せ 神戸市文化スポーツ局文化財課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 TEL.078-322-5798
メール: bunkazai@office.city.kobe.lg.jp

神戸の歴史遺産を未来へ
神戸歴史遺産公式HP



各種様式などはこちら
認定・助成制度について

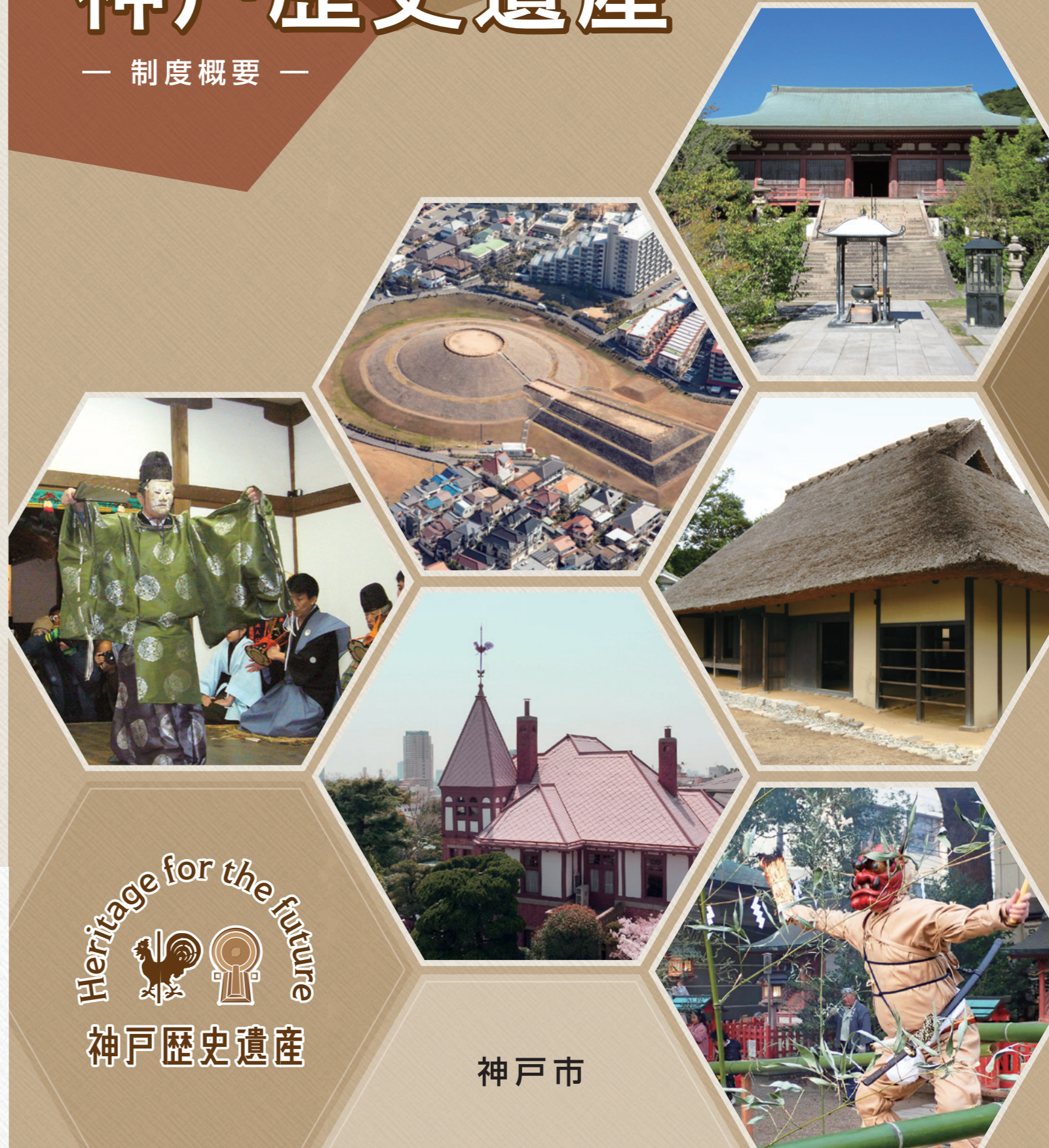


- 1 車大蔵神社の翁舞
- 2 五色塚(千壺)古墳・小壺古墳
- 3 旧トーマス住宅
- 4 太山寺本堂
- 5 内田家住宅
- 6 長田神社古式遣儀式

神戸の歴史遺産を未来へ

神戸歴史遺産

— 制度概要 —



Heritage for the future

神戸歴史遺産

神戸市

1 神戸歴史遺産とは？

神戸市では、文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例による指定等により、多くの文化財の保護に努めています。また、国、県、市による修理等に関わる補助制度により、後世へ伝える取り組みを行ってきました。

上記の指定等文化財に加え、未指定の文化財を認定し、あわせて「神戸歴史遺産」とします。地域で大切に守られてきた伝統行事、地域の拠り所となってきた歴史的な建造物などを認定することで、市内の歴史遺産を保護します。そして、所有者及び市民のみなさまの継承意欲の醸成を図り、その保存と活用につなげることを目的としています。



2 神戸歴史遺産に応援を！

神戸歴史遺産の存在や価値を広く知っていただきたい、そして、応援してくれる人を増やしていきたい、という思いから生まれた制度です。知ること、観ること、イベント等に参加することなど、応援のかたちは様々です。それに加え、ふるさと納税を利用した寄附募集による応援の制度を設けました。全国から広くご寄附をいただき、多くのみなさまに神戸歴史遺産を応援していただきたいと考えています。

神戸歴史遺産を知ってほしい！

神戸の大切な歴史遺産について、身近に感じていただく第一歩です。

神戸歴史遺産を訪れてほしい！

歴史遺産は地域に根差しており、現地を訪れるとより多くの魅力を感じることができます。

神戸歴史遺産に参加してほしい！

公開やイベントなど、活用の取り組みに参加することで、歴史遺産を守る人々の思いを感じることができます。

神戸にゆかりのある人から応援してほしい！

ふるさと納税を利用して応援することができます。神戸歴史遺産が神戸を思うきっかけになればと思います。

神戸市民もふるさと納税を利用できます！

神戸市民のみなさまには返礼品がありません。しかし、市税の使い道を神戸歴史遺産に特定することができます。

ふるさと納税の制度については、神戸市ふるさと納税ホームページをご覧ください。 <https://furusato-kobe.city.kobe.lg.jp/>



3 神戸歴史遺産認定制度について

未指定文化財のうち、要件を満たすものを新たに神戸歴史遺産に認定する制度です。指定等文化財のような保護上の制約はありません。地域の歴史遺産を再確認し、地域総がかりで継承していくことを目指しています。

認定の要件

すべての要件を満たす必要があります。

- 概ね文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に定める文化財の種類に属するもの。
- 神戸市域の歴史的特性を現すもの。
- 概ね50年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。
- 主たる所在地が神戸市内であるもの。または神戸市内を活動の拠点とするもの。
- 所有者、管理者、保持者又は保持団体が明確で認定への合意が得られたもの。

認定申請者

所有者、管理者、保持者又は保持団体が申請することができます。

神戸歴史遺産に認定されると…

- 認定証を交付します。
- 神戸市ホームページなどで公開し、広報活動を支援します。
- ふるさと納税で広く寄附を募集し、寄附金を助成金として役立てる神戸歴史遺産助成制度を活用いただけます。

4 神戸歴史遺産助成制度について

ふるさと納税により広く寄附を募集し、寄附金を助成金として役立てる助成制度があります。集まった寄附金に加え、それと同額を上限とする市費をあわせて助成する制度です。神戸歴史遺産の継承のための事業に活用いただけます。

指定等文化財

未指定文化財で新たに認定された神戸歴史遺産

1 神戸歴史遺産の継承事業をしたい 修理をしたい、活用のためのイベントをしたいなど。

2 寄附募集登録申請 事業計画と助成希望額を申請します。

3 登録審査 助成対象事業として妥当か審査します。

4 ふるさと納税による寄附募集 全国に広く寄附を募集することができます。地域の人、お知り合いにもお声かけください。

5 助成金交付予定額通知 集まった寄附額をもとに算出します。

6 助成金交付申請 助成金交付予定額をもとに、助成金を申請します。

7 事業実施

8 実績報告 事業の実績を報告します。

9 助成 事業の実績を審査した上で、助成金を交付します。